

諮問第 164 号

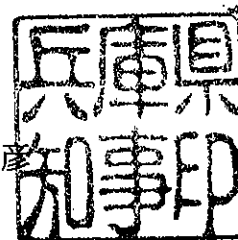
兵庫県環境審議会

兵庫県廃棄物処理計画の改定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 の規定に基づき、循環型社会形成の推進に向けた兵庫県廃棄物処理計画の改定について諮問します。

令和 4 年 3 月 23 日

兵庫県知事 齋藤 元彦



〔諮問理由〕

現行の兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月改定）において、「平成 37 年度（2025 年度）を最終目標年度とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、中間目標年次の平成 32 年度（2020 年度）の状況を踏まえ見直す」としていることから、新たに令和 12 年度を目標年度とする計画を策定する。

ついては、新たな兵庫県廃棄物処理計画に定めるべき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項等について、意見を求めるものである。